

令和3年4月7日

保護者の皆様

愛知県立半田東高等学校
校長 稲澤 由以

新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応について

愛知県では、季節性のインフルエンザの流行期に備え、新型コロナウイルス感染症に対する診療・検査体制が整備されました。この体制整備に伴い、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる症状がある場合は、下記を参考に御対応をお願いします。

相談・受診方法（別添1、別添4参照）

- (1) 発熱等の症状が生じた場合には、まず、かかりつけ医等に電話で相談してください。
- (2) かかりつけ医を持たない場合やかかりつけ医等で対応ができない場合、相談先がわからない場合は、別添4に記載の「受診・相談センター」や「電話相談体制を整備した医療機関（※）」へ電話相談してください。
- (3) 電話相談で案内された医療機関に電話連絡し、その医療機関の指示に従ってください。
- (4) 医療機関や保健所の指示により、感染が判明したときや濃厚接触者に特定されたとき、健康観察の対象となるなど自宅待機を指示されたときは、その指示に従い登校を控えてください。このような指示を受けた場合は、速やかに学校へ連絡をしてください。

※「電話相談体制を整備した医療機関」とは、保健所に設置する「受診・相談センター」とともに、所在する地域の発熱患者等からの土日祝日や夜間の相談電話を受ける医療機関（県指定）です。

【医療機関にかかる時のお願い】

- ・複数の医療機関を受診することで感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。事前に電話連絡の上、医療機関の指示に従ってください。

今後も感染拡大防止のため、御理解と御協力をよろしくお願いします。